

桜町小新 BOP 学童クラブ入会案内

《職員の勤務時間と体制》 令和5年度現在

- ・事務局長 1名 12時20分～18時20分、または13時05分～19時5分（月～金）
- ・児童指導 3名 9時35分～18時20分、または10時20分～19時5分（月～金）
- ・指導員 8名 12時20分～18時20分、または13時05分～19時5分（月～金）
8時15分～ （土曜日・学校休業日）
10時15分～ （土曜授業のある日）
- ・プレイングパートナー（臨時職員） 毎日4～6名程度

※児童指導は、火・金曜日の午前中（一日育成日除く）は、職員会議、児童館業務従事等で玉川台児童館に出張しています。その他の曜日にも会議、研修等で留守の日もあります。職員不在で急ぎの場合は、下記に連絡をお願いします。

玉川台児童館 03-3709-4163 月曜休館
※学校には連絡しないでください。

《登録期間》

- ・入会承認の日から、その年度の末日（3月31日）まで
※翌年4月1日からの春休み期間は含まれませんのでご注意ください。
- ・単年度登録です。次年度にも入会なさる場合は12月の一斉申請期間に手続きをしてください。

《実施日と時間》

- ・実施日：日曜・祝日・祭日・年末年始（12月29日～1月3日）を除き、通年実施
- ・時間：下校後（放課後）～18時15分
一日育成日（長期休み・土曜日・振替休業日等）は8時15分～18時15分

***他校に通学される方につきまして、年間予定の中で定められている学校休業日は、8時15分から利用できます。土曜日も含め、12時20分以前に登所する場合は、登所予定時刻を電話などで必ず事前にご連絡ください。（職員体制を組みますので1ヶ月前までにご連絡ください）**

《安全について》

- ・お迎えはピンクのBOP門からお入りください。
- ・お迎えに来られる際は、職員にお名前をお伝えいただき、職員と確認してからお帰りください。
- ・一日育成日の8時15分以前は職員不在のため、事故やけがなどが発生しても対応することができません。8時15分以前は校舎に入れませんので、新BOPには必ず8時15分以降に到着するよう、ご家庭での配慮をお願いします。
- ・家からBOP室に登所、帰宅するときの通学路をお子さんと一緒に歩いて確認し、約束した道を通るようにお話しください。また、小学校で決められた通学路を通ってください。
- ・校門を出た後は、保護者の管理下になります。登下校の際の約束事や通学路については、事前にお子さんをご確認ください。通学路をはずれると、事故・災害時の保険の対象になりません。
- ・学童クラブに出席し一度退室した場合、再び学童クラブへ戻る（中抜け）はできません。（学校行事や夏休み中の水泳指導への参加は除きます。）
- ・学校より一度帰宅してからの学童利用はできません。（私立・国立学校の児童を除く）

《用意するもの》

- ・置き傘 … 自分で傘をくるくるまとめてボタンを止められるようにしましょう。
持ち手の部分に記名をしてください。
- ・着替え … 上着・下着・ズボン・靴下・汚れ物袋。まとめて袋に入れてください。
*お子さんと一緒に用意してください。時折、自分の洋服かどうか分からず、困る事があります。万が一、着替えの用意が無かった場合は、学童から貸し出しますが数に限りがありますので、洗濯をして必ずご返却ください。またパンツは、新品を着用しますので、新品(水通しをしていない物)でご返却ください。
- ・上履き … 学童専用の上履きをご用意ください。他校のお子さんは、学校指定の外靴がある場合、外用に運動靴もご用意ください。
- ・毎日持ってくるもの … ハンカチ・ティッシュペーパー
- ・長期休業日や学校休業日には … リュックサック等、両手が空くバックに、毎日持ってくるものに加えて、弁当・学習道具（筆記用具、簡単なドリルなど）を入れてきてください。
*1年生初めの春休み期間のみ、塗り絵、色鉛筆、自由帳も可とします。
*持ち物・身に付ける物すべてに必ず名前を書いてください。
- ・持ち物（交通系 IC カード等も含む）は、自己管理となります。紛失・破損については責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・金銭、おもちゃ、お菓子、漫画など、学校に必要なのない物は持たせないでください。

《連絡について》

- ・ご家庭から学童クラブへ連絡がある場合、メモやノート類にご記入の上、お子さんに学童クラブへ提出するようお伝えください。学童クラブから連絡がある場合は、用紙に記入しお渡ししますので、ご確認ください。
- ・新 BOP の電話機は、常時留守番電話が設定してありますので、職員不在の際は留守番電話に伝言を入れてください。電話が繋がるまで時間を要する場合がありますので、ご承知おきください。

《緊急時の対応》

- ・震度 5 弱以上の地震が起こった場合、また、台風や雷雨などによる天候悪化、近隣で不審者や犯罪事件などが発生した場合、参加中の児童は保護者または緊急引取人のお迎えがあるまで新 BOP で待機となります。新 BOP までご連絡の上、お迎えに来てください。
- ・ゲリラ豪雨が発生した場合、1 人で帰るお子さんは、帰宅時間を過ぎても、原則豪雨や雷雨が収まるまで新 BOP で待機します。
- ・自然災害や感染症等により、学級閉鎖・学校休校・繰上登校・分散登校などを行った場合、安全確保や感染拡大防止のため原則は自宅待機となります。どうしても自宅待機が困難な場合のみ、必ず事前にご相談ください。その場合、9 時 35 分以降の育成となります。
- ・一日育成日の登所の際に、台風や豪雨・雷雨が発生した場合、天候を見て自宅で待機していただくか、必ず保護者がお子さんを送って学童まで来られるようお願いいたします。帰宅の際も、同様に天候を見て、お迎えに来ていただけるようお願いいたします。
- ・天候や災害の状況、感染症対策により、急遽学童が休室となる場合や、例外的な対応を取ることがあります。その際は、学童のシステムや小学校のすぐーる、世田谷区のホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。

☆病気・怪我の場合

・発熱、体調不良（嘔吐・下痢）の時は保護者に連絡を入れます。いつでも連絡がつくようにしておいてください。

新BOP室には休養室がありません。お迎えを依頼した際には、できるだけ早くお迎えに来てください。

- ・怪我の時は応急処置をしますが、症状によっては保護者に連絡のうえ、病院へ連れて行くことがあります。（万が一連絡がつかず、職員が緊急を要すると判断した際には、病院へ連れて行くことがあります。お子さんのための受診ですのご理解ください。）
- ・応急処置は、患部の汚れを洗い流す・患部を冷やす・傷テープなどで覆う。状態を観察する程度です。医療行為はできませんのでご了承ください。
- ・区では、「新BOP障害保険」に加入しています。

***お子さんに、自分から身体の不調や怪我を職員に知らせるようお話しください。**

【参考】 区加入「新BOP傷害保険」の概要

対 象 者	新BOP登録者
対 象 事 故	新BOPでの事故
対 象 時 間 帯	新BOP参加中（往復途上を含む）
補 償 の 内 容	・通院 1日1,500円（事故から180日以内の90日限度） ・入院 1日3,500円（事故から180日限度） ・後遺障害 300万円程度（程度に応じて100%~4%） ・死亡 300万円
他の保険との関係	各家庭で加入している傷害保険があるときは、その事故がその保険の対象となる場合は、併せて適用できる。

※補償内容は、事故により異なる場合があります。

※往復途上とは、新BOPから自宅へ帰宅する場合や、自宅から新BOPへ来る場合のみ。

新BOPから習い事等へ行く場合の事故は対象外となります。

《間食、昼食について》

- ・学校休業日や給食がない日は、お弁当を用意してください。
- ・お弁当を買いに出ることはできませんので事前に用意して持たせてください。
- ・お弁当を忘れたときは保護者に連絡をして対応を決めます。
- ・デザートは果物のみにしてください。プリン・ゼリーなどは入れないでください。
- ・昼食時に麦茶の提供はありません。水筒の持参をお願いします。
- ・おやつは、月曜日～金曜日に提供します。
- ・おやつの時間は3時から4時を目安に食べます。
- ・土曜日のおやつの提供はありません。3時以降利用なさる方は、各自おやつをご持参ください。冷蔵が必要な物・あめ・ガム等は持参しないでください。また食物アレルギーのお子さんへの配慮や自分のものがわかりやすいなどの理由から、食べられる分を袋やタッパーに入れてください。（学校では開けないようにお伝えください。）

☆学校休業日の1日の流れ

8：15～	学童の受け入れ開始（時間前に着かないようにお願いします）
8：15～9：30	学習時間など
9：30～12：00	自由遊び
12：00～13：00	昼食・食休み
13：15～15：00	自由遊び
15：00～16：00	おやつ（帰宅時間ごとに順番に食べます）
16：00～16：55	自由遊び・後片付け
17：00～18：15	室内で過ごす時間
18：15	*延長登録以外の方はお迎えの時間厳守でお願いします
18：16～19：00	延長育成時間・室内で過ごす時間（別途、申請が必要です）

《利用料減免制度》

- ・利用料は1ヶ月5000円で、3ヶ月ごとに口座よりまとめて引き落とします。
就学援助・生活保護・住民税非課税世帯を受給されている場合は、手続きにより利用料の支払いが免除となります。5月頃にお知らせいたしますのでご確認ください。
- ・児童本人の入院などの事情でやむを得ず欠席が続く場合や、夏休み（旅行や帰省等）の定められた期間は、事前の申請により利用料が免除となる場合がございますので、ご相談ください。

《利用状況の変更・退会》

- ・住所・氏名・電話番号・勤務先・就労状況などの変更があった場合はお知らせください。
「新BOP学童クラブ入会申請書記載事項変更届」を提出していただきます。勤務先の変更は「就労証明書」も添えてください。
- ・退会される場合、所定の退会届の提出が必要となります。職員にお声かけください。

《学童クラブ実施時間延長事業》

- ・月ぎめ、スポット（日ぎめ）利用に関わらず、単年度登録ですので、次年度の利用を希望する場合には新たに申請が必要です。
- ・スポット利用をされる場合、電話予約をお願いいたします。予約は利用日の1週間前から前日までです。予約ができましたら、放課後児童システムの備考欄にご入力ください。
- ・月ぎめ利用の場合は、利用日の1週間前から前日までに直接放課後児童システムにご入力ください。
- ・システムの備考欄に「延長19時」など、延長利用の旨とお迎え予定時間をご入力ください。延長利用の際は、一人帰りはできませんので、必ずお迎えをお願いいたします。
- ・延長利用登録の有無に関わらず、18時16分以降にお迎えに来られた場合、「緊急時対応のスポット利用扱い」となり、スポット利用料がかかりますのでご注意ください。「18時16分以降」のお迎えの判断は、お迎えに来られた保護者の方が新BOP室内に入られた時点で判断させていただきます。

桜町小新 BOP 事務局

TEL & fax 03-3703-9199